

県警捜査報償費「捜査諸雑費」全国一斉請求 11/29

全国市民オンブズマン連絡会議（事務局長：新海聡弁護士）は捜査報償費に関する一斉請求第4弾として、捜査諸雑費に注目した情報公開請求を11月29日に一斉請求する。また、警察への情報公開請求の「ハードル」が高いため、入り口で氏名を記入させられるかなど請求に対する県警の対応もチェックする。12月上旬には47都道府県警に対して請求が完了する予定。開示度は来年3月中旬に発表する第9回情報公開度ランキングの一項目として発表する予定。

■ 請求内容

- ・平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て
- ・平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全て
- ・平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て

■ 請求状況（12/2 現在）

- ・11/26 請求 高知
- ・11/29 午前請求 北海道、宮城、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、新潟、石川、島根、岡山、山口、香川、佐賀、大分
- ・11/29 午後請求 青森、福島、東京、神奈川、福井、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、鳥取、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島
- ・11/30 請求山梨・広島・富山
- ・12/1 請求 京都
- ・12/2 請求 岐阜
- ・今週中 岩手・宮崎、12/6 以後和歌山、未定茨城・埼玉・長野・沖縄

■ 捜査諸雑費とは

捜査諸雑費とは、平成13年度から全国的に導入された制度で、捜査員が捜査活動に当たり、少額で多頻度に使う費用をいいます。尾行中のタクシー代などの交通費や、捜査対象者への手土産代、飲食代（1回で3000円以内）などです。捜査員が月初めに5000 - 1万円を受け取り、後日精算します。

- ・捜査に関係のない領収書を警察官が大量に集めてきて、捜査諸雑費として支払っているという疑惑が各オンブズマンに寄せられています。

■ これまでの一斉請求

- ・04/4/7 県警捜査1課、2課、鑑識課の捜査費（国費）・捜査報償費（県費）請求
- ・04/6/7 県警の「偽名領収書」請求
- ・04/7/1 県警の「自主調査」請求